

第7回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が9月21日(火曜日)13時から厚生労働省の講堂で開催された。



今回の議事は、「障害者総合福祉法」(仮称)の論点について」と「その他」であり、内容は次のとおりである。

今回は、「障害者総合福祉法」(仮称)の論点のうち「G 利用者負担」、「H 報酬や人材確保等」及び「I その他」の3つの論点が議論された。

審議の進め方は、各委員が提出した意見を事前に取りまとめ、部会長及び副部会長から各論点ごとに主な意見(「論点 G、H、I への構成員のおもな意見」参照)の説明が行われ、議論のポイント(「論点 G、H、I について9月21日に議論していただきたいポイント」参照)が示された。

その後、各論点に関する現行の制度の実施状況等について(資料2)厚生労働省から説明が行われた。

「G 利用者負担」では、多くの委員が、障害に伴う費用については利用者負担をなくし、障害に関係しない費用については所得保障の充実を前提に全額自己負担を、と考えており、これを基本的な考え方とする。

財政状況が厳しい中で、財源問題を考えないといけない、また、公平・平等の観点から国民的な理解を得ることが重要であるなどの意見があった。

「H 報酬や人材確保等」では、報酬の「日額払い方式」と「月額払い方式」を指示する委員数はほぼ同じで、それぞれにメリット、デメリットがあり、両方を組み合わせた人件費を含む事務費は月額払いで事業費は日額払いとすべき、概ね毎日の利用を予定しているものは月額払い、複数サービスを利用する場合や概ね毎日の利用を予定していない場合は日額払いとする意見があった。このほか、事業所が安定的に経営できる報酬や現場で働く人の給与が保障されるよう報酬を求める発言があった。

人材確保では、福祉現場で働く人の労働条件は厳しく、職員の非正規化も進んだ。また、新法では今まで谷間にあった難病の方を生活支援する専門家もいない。新法になっても支援職員等が経験を積むことや研鑽することは必要であり、また、相談やアウトリーチなどこれまで評価されなかった部分の手当ても必要であるとの意見もあった。さらに、グループホーム等の1人職場での職員の負担軽減を求める意見もあった。

「1 その他」では、「介護保険との問題」、「現行の特別対策等」及び「予算、財源確保、その他」の3点が取り上げられ、特に2013年3月まで新体系への移行に関する意見・発言があった。

障害者総合福祉法（仮称）の内容が見えない中で新体系への移行を進めることは混乱を招くのではないかと、やむなく新体系へ移行しているのが実態で、3割近い事業所が移行時期も決めていないという状況であり実際に移行できないところも多いのではないかと、移行できない理由を調査する必要があるのではないかなどの発言があった。また、市町村からは障害者のみんなの期待に応えられる新法ができるのか、そのためには財源問題が心配であり、しっかりした制度・仕組みを考えてほしい。このほか、都道府県及び市町村の障害福祉計画の見直しの時期が来年度には来るので、国として方針をはっきり示す必要があるとの意見もあった。

議題のその他として、部会長から3点の報告が行われた。

第1は、「部会作業チームと」等の構成員が発表された。今後、作業部会で検討が行われ、第1期分について、10月から作業を行い、1月までの報告書を取りまとめることとなる。

第2は、全国障害児・者実態調査（仮称）に関する試行調査の内容が示され、今後の団体、ホームページによる意見聴取を行う予定である。

第3は、「施設入所者・入院患者の調査についての話し合い」を9月13日に実施した。（第2、第3の調査の実施について、目的や内容等についてさらに検討を行うとのこと）